

議 事 録

令和4年10月5日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和4年第10回山鹿市農業委員会総会議事録

令和4年10月5日(水)13時23分から14時8分 山鹿市役所 4階 401会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：入江 智紀 局長補佐：一法師 進 局長補佐兼農地調整係長：坂口 美治
農政係長：富田 和貴 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

議案第79号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第80号 農地法第3条の規定による農地等の使用収益設定許可申請
議案第81号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第82号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第83号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転
議案第84号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（農地中間管理機構）
議案第85号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
報告第15号 農地法第3条第3の規定による届出
報告第16号 農地法第5条第1項の規定による届出

1. 開 会

○隈部副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（入江智紀君）

皆さんこんにちは。本日の総会は、委員 14 名全員の出席となりますので、山鹿市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、総会が成立することをご報告します。

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第 5 条の規定により議事の進行をお願いいたします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和 4 年第 10 回総会を開会致します。

-----○-----

3. 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、7 番：廣田幸徳委員、8 番：米岡一利委員にお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第 79 号、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 79 号、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請です。

提案番号 144 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。

調査書 1 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 145 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

申請地は地目が宅地となっておりますが、別紙 2 の現地写真・土地利用計画図 2 ページをご覧ください。現地は畑として耕作されており、所有権移転後も畑として管理する意思を示されたため、

現況農地として取り扱うものです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書 2 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 146 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書 3 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 147 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書 4 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 148 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書 5 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 149 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書 6 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 150 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の事務所周辺であることから、耕作便利によるものです。

調査書 7 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 151 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の事務所周辺であることから、耕作便利によるものです。

調査書 8 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 152 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書 9 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 153 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書 10 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 154 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書 11 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 155 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書 12 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 156 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書 13 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 157 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書 14 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 158 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書 15 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 159 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書 16 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 160 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書 17 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

以上、17 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 144 番から 153 番を北部地区担当委員

4 番（長曾我部徹）

提案番号 144 番から 153 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 154 番から 159 番を南部地区担当委員

7 番（廣田幸徳君）

提案番号 154 番から 159 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 160 番を東部地区担当委員

13番(隈部誠一君)

提案番号160番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願ひします。

○議長(坂本照子君)

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

1番(多久正光君)

提案番号145番は、宅地を譲渡されて、その後、畑に地目を変更されるものだと思いますが、この場合、農業委員会の許可が要るのか。また、その際、どのような要件があるのかをお尋ねします。

○事務局(北原薫君)

この案件につきましては、台帳の地目は宅地となっておりますが、現地の状況は、現在、畑として利用されております。今後も畑として利用される予定となっておりますので、農地法第3条での申請となっております。税務課に課税状況を確認した結果、農地として課税されています。また、農業振興課で、農振農用地として編入されている事を確認しました。

次に、宅地から田畑等の農地に地目変更をする場合に、農業委員会としての許可が必要かにつきましては、許可は要りません。

また、その要件としては、現地が畑としての機能している状態で、なおかつ、法務局の登記官が現地を確認し、認めた時に初めて地目変更が可能となります。

1番(多久正光君)

台帳地目が宅地で、現地が更地となっている筆の地目変更を行う時に、農業委員会の許可が必要ですか。

○事務局(坂口美治君)

先程、担当が、申請の補足説明や地目変更の方法とその要件について、ご説明しましたが、農地から宅地への地目変更を行う場合は、農業委員会の許可が必要ですが、宅地から農地への地目変更は農業委員会の許可は不要となっております。今回の申請は、隣接地の譲受人が所有権移転を行い、農地として利用する計画であるため3条申請として取り扱っております。

6番(稲葉和弘君)

申請地は、以前公民館が建っておりましたが、解体され、その後畑として利用されておりました。

1番(多久正光君)

宅地から畑へ地目変更を行う場合には、農業委員会の許可は不要。また、そのような筆の所有権移転を行う場合には、農地法第3条の許可が必要になると理解していいですか。

○事務局(北原薫君)

はい。

4番（長曾我部徹君）

宅地から農地への地目変更の際、農業委員会の許可は要らないという事ですよ。ただし、台帳地目が農地になれば、今後は、農地法の適用を受ける事になるという事ですよ。

○事務局（北原薫君）

はい。そのとおりです。

○議長（坂本照子君）

多久委員よろしいですか。

1番（多久正光君）

了解しました。

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第79号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第80号、農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第80号、農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請です。

提案番号11番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

借受理由は、新規参入によるもので、10年の賃貸借権設定です。

調査書18ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号12番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

借受理由は、新規参入によるもので、5年の賃貸借権設定です。

調査書19ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

以上2件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号11番から12番を東部地区担当委員

1 番 (多久正光一君)

提案番号 11 番から 12 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長 (坂本照子君)

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 80 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 81 号、農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (北原薫君)

議案 81 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号 21 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の畑 371 m²を山林として転用する案件です。なお、申請地は昭和 62 年頃にはすでに植林されており、その経緯について始末書の提出があるため追認となります。

調査書の 20 ページに立地基準を、21 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

以上、1 件です。

○議長 (坂本照子君)

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長 (坂本照子君)

提案番号 21 番を北部地区担当委員

1 2 番 (田中春雄君)

提案番号 21 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりでございます。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長 (坂本照子君)

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第81号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第82号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (北原薫君)

議案第82号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号69番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑2筆、計508.06㎡と宅地2筆、計23.8㎡を取得し、一般個人住宅として転用する案件です。

調査書の22ページに立地基準を、23ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

提案番号70番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑6筆計3,135㎡を取得し、保育所として転用する案件です。なお、本案件は3,000㎡を超えるため、熊本県農業会議への諮問案件となります。

調査書の24ページに立地基準を、25ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

提案番号71番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑283㎡を取得し、一般個人住宅として転用する案件です。

調査書の26ページに立地基準を、27ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

提案番号72番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑3筆計2,946㎡を取得し、集合住宅として転用する案件です。

調査書の28ページに立地基準を、29ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

提案番号73番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑1,200㎡に地上権を設定し、太陽光発電施設として転用する案件です。

調査書の30ページに立地基準を、31ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

提案番号 74 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用者は個人で、申請地の畑 1,346 m²に地上権を設定し、太陽光発電移設として転用する案件です。

調査書の 32 ページに立地基準を、33 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

提案番号 75 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者はステンレス等の加工業を営む個人で、申請地の畑 288 m²を取得し、作業場として転用する案件です。

なお、申請地はすでに作業場として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認となります。

調査書の 34 ページに立地基準を、35 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

提案番号 76 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田 1,986 m²に使用貸借権を設定し、農業機械倉庫として転用する案件です。

調査書の 36 ページに立地基準を、37 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

以上、8 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 69 番から 76 番を南部地区担当委員

9 番（光永太君）

提案番号 69 番から 76 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 82 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 83 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局 (一法師進君)

議案第 83 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

提案番号 21 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

なお、9 月 16 日に売買会議を開催し、内容の確認を行っており、調査内容につきましては、調査書 38 ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長 (坂本照子君)

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 83 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 84 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転 (中間管理機構) を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (富田和貴君)

議案第 84 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転 (中間管理機構) でございます。

今回の利用権設定は、新規設定 3 件、その面積は 7,941 m²でございます。

提案番号 175 番から提案番号 177 番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、175 番はスイカ、176 番はイチゴ、177 番は水稻・WC S・米粉用・飼料米を作付け予定でございます。

なお、ただいま説明しました申請に係る調査書については、別紙調査書 39 ページから 41 ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第84号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第85号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（富田和貴君）

議案第85号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が3件、再設定が15件でその面積は、78,630㎡でございます。

提案番号135番から152番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。利用内容については、135番は水稻・野菜、136番はスイカ、137番は水稻・麦・キュウリ・スイカ、138番はメロン・スイカ、ナス、139番は水稻・麦大豆・アスパラガス、140番から152番は水稻・麦を作付け予定でございます。

なお、只今説明しました申請に係る調査書は36ページから44ページに記載のとおりです。

また、提案番号135番から152番までの全ての議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第85号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

4. 報 告

○議長（坂本照子君）

次に、報告第15号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

報告第15号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和4年8月に届出がありました件数は10件、筆数の合計は66筆、面積の合計は60,206㎡でございます。詳細につきましては、44ページに記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第15号は終わります。

次に、報告第16号、農地法第5条第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

報告第16号、農地法第5条第1項の規定による届出について報告いたします。

令和4年8月に届出がありました件数は12件、土地の所在、申請者等は記載のとおりです。受付番号7番から18番まで携帯電話基地局でございます。以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

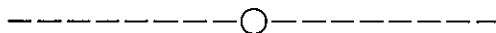
（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第16号は終わります。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和4年第

10回総会を閉会いたします。



6. 閉 会

○隈部副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに山鹿市農業委員会
会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

7番 農業委員

廣田幸徳

8番 農業委員

糸岡一利